

介護サービス事業者の業務管理体制整備の届出にあたっての注意事項

介護サービス事業者等からの問い合わせにおいて、「運営する事業所等の数え方」について誤っているケースが多く見受けられました。

「事業所等の数え方」については、以下の通りとなりますのでご注意ください。

○事業所等の数え方

整備すべき業務管理体制は、介護サービス事業者が運営する事業所等の数により異なりますが、事業所等を数える際には以下の点についてご注意ください。

◇事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。

(同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。)

◇例えば、『厚労園』という事業所が、「短期入所」と「予防短期入所」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

◇その場合、届出様式の「3 事業所名称等及び所在地」欄への記載については、名称等が同一の事業所等であっても省略せずに記載してください。

その際には、お手数ですが名称の最後に()書きにてサービス種別がわかるようにしていただくようご協力願います。 <下記参照>

事業所名称	指定年月日	介護保険事業所番号	所在地
厚労園(福祉施設)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園(短期入所)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園(予防短期入所)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園(通所介護)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園ヘルパーステーション(訪問介護)	平成21年3月1日	1222222222	東京都〇〇区〇〇1-1-1
計5カ所			

◇また、事業所等の数には、「みなし事業所」、「総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所」は除きます。